

町立つくし保育園とさくら保育園の統合に係る新たな保育所について (Q&A)

R5. 8. 25 作成

R5. 8. 29. 30 9. 1 追記

Q 1 つくし保育園とさくら保育園を統合する理由は何ですか？

A 一つ目は、つくし保育園は法勝寺川右岸に隣接し、浸水危険度、防災危険度が高い立地にあるため移転が必要であること。二つ目は、両園とも建築から30年以上が経過し、老朽化が進んでいることから毎年修繕費がかさんでおり、建て替えを行う必要に迫られていること。以上の2点により、近隣同士の保育園を統合することにしました。

Q 2 さくら保育園の場所は防災上安心できる良い立地ですが、それぞれ単独での建て替えはできないのですか？

A 南部町の出生数は毎年減少しており、近年は年間50人を切る状況になっています。建て替えにより小規模の園を建てる建設コストと運営コストより、統合して1園を建設したほうが効率的であると考え、単独での建て替えは行いません。また、つくし保育園の立地場所の問題やさくら保育園の駐車場が狭い問題など単独での建て替えにはそれぞれ問題を抱えています。

Q 3 統合される二つの園は、小学校区が違いますが、影響はないですか？

A 学校区が分かれた区域にある園の統合となりますが、保育及び学校教育に影響は与えません。園児同士、保護者同士の交流に小学校入学時には影響は出るかと思いますが、米子市などでは通常のことでもあり、新たな交流も生まれるものと思います。

Q 4 建設地の選定基準はだれが決めたのですか？

A 建設候補地につきましては、子ども子育て支援法に基づく「南部町子ども・子育て会議」で示された「交通の便が良い、防災上安心安全、里地里山の活用」を重点とし、そのほか立地的、利便性、周辺環境、法的、経済的等を選定条件として、それぞれに評価基準項目を設定しました。設定にあたりましては、有識者、保育園保護者、保育園関係者、青年で構成したあり方検討委員会で、評価項目、評価内容を議論していただき、決定いたしました。

Q 5 新たな園の建設場所は、だれが決めたのですか？

A 保育所あり方検討委員会で議論していただいた結果を参考に、町長が最終決定をいたしました。

Q 6 この地に決定した理由は何ですか？

A 第一に安全性、災害や交通事故のリスクが低い場所であること。第二に自然環境、里山で遊べ、子どもたちの遊びや学びの場として適していること。第三に交通アクセス、保護者が安全に通いやすい場所であること。第四に、広さや騒音など安定した育ちに適した場所であることを重要視して決定しました。

Q 7 現在のつくし保育園の通園者は距離が遠くなり不便になるのではないですか？
A 2園の統合ということで、どうしても通園距離に遠近は生じます。最小限の影響を抑えるために幹線道路に近い場所をしています。
Q 8 近くにため池があり、土砂災害警戒区域に隣接していますが、大丈夫ですか？
A 新しい園から近くのため池に行く道はなく、園舎の敷地の周りはフェンスで囲うため園児が近づく心配はありません。また、ため池の直下に位置しないため、洪水の被害も受けません。土砂災害警戒区域については、隣接であり、高台にあるため被害は受けません。
Q 9 敷地の面積は十分ですか？
A すみれこども園の建物は約 1,600 m ² 、園庭を入れた敷地は 4,413 m ² です。建設予定地では、駐車場用地も含め約 10,000 m ² と十分な敷地を確保しています。
Q 10 現地は田んぼに段差がついている場所ですが、すべて平地として整地されますか？
A 緩い傾斜のある農地の一団ですので1面にするのは現実的ではありません。のり面をできるだけ低くしつつも段差を利用した園整備を行います。
Q 11 建設地までの町道は拡幅されますか？
A 保育所まで片側歩道を確保し、大型バスも入れるように拡幅を行います。
Q 12 町立園ではなくて私立園とする理由は何ですか？
A 国は保育所運営を私立の方向に進めており、運営の安定のために交付金の単価を上げるなど手厚くなってきています。また、公立と違い私立ならではの特色ある保育も可能になり保護者にとって魅力も高まるものと考えます。南部町では伯耆の国による運営が10年以上の実績があり、安心してお任せできると考えています。保護者の皆様にとりましては実質的な違いはないものと考えます。しかしながら、保育の質も、保護者の負担もこれまでと変わらないものの、町の財政的には有利であるため、メリット部分を子育て施策で皆さんに還元できることもあり、町立園ではなく、私立園に決定しました。
Q 13 町立が私立になることでの違いはどのようなのですか？
A 大きな違いは、運営責任が町から民に変わります。保育料の決定や徴収、入園申し込み手続きなどはこれまでと変わらず、町が行います。ただし、認定こども園になった場合は保育料の徴収は民が行うこととなります。
Q 14 これまで通り町立で運営を任せる指定管理方式はできないのですか？
A 平成27年の児童福祉法の改正により、新たな保育所の管理形態として「公私連携型」が制度化されました。これにより、私立保育所でもこの連携型の協定を締結することにより、町がこれまでの指定管理と同等のかかわりが持てることになりました。保護者の皆様にとりましては実質的な違いはないものと考えます。

Q 1 5 指定管理と公私連携の違いは何ですか？
A 一番の違いは保育所設置者が「公」であるか「民」であるかです。指定管理は、町立の保育所の運営・管理のため民間と契約する制度であり、公私連携は、私立の保育所の運営・管理に町が指導監督できる制度です。また、設置者が最終的な責任を持つため、最終責任者に違いがあります。
Q 1 6 町は運営にかかわらない責任をどう考えているのですか？
A これまで、指定管理制度により運営を任せながら町として指導や連携を行ってきましたが、今後は指定管理に代わる公私連携協定を締結することによりこれまで通りの責任を果たしてまいります。
Q 1 7 なぜ新たな保育所を伯耆の国に任せるのですか？
A 伯耆の国は町が設立に関わった法人です。法人経営も安定しており、平成24年度からつくし保育園とさくら保育園を指定管理していただいた、これまでの実績があるため安心して保育を提供していただけます。違う事業者との競争を生み出すことは、利用される保護者の方や現在お勤めの職員の方に無用な不安を与えるだけだと考えます。
Q 1 8 プールなど設備はどうなりますか？
A あり方検討委員会で議論いただきました保育所建設にかかる基本構想の中で、保育所整備の内容について明記しました。基本的にはその基本構想をもとに、どのような設備を備えるかは伯耆の国さんをはじめとする検討会議で最終的に決定いたします。
Q 1 9 早朝保育、延長保育など保育のサービス内容はどうなりますか？
A 基本的に現在の保育サービスは継続をしていただく予定です。さらに民間での特色ある保育サービスを提供していただけるように伯耆の国さんと検討をしていきます。
Q 2 0 現在つくし保育園、さくら保育園に通っている園児は全員入れるのですか？
A 新しい園は120人定員としています。令和5年度の4月の時点では、両園の園児は143名となっています。開園を令和8年度に予定していますので、今後の出生数や入園希望者数にもよりますが、定員を大幅に超えて入園希望があった場合は、すみれこども園またはひまわり保育園の利用をお願いすることになります。
Q 2 1 2園が1園になり、定員が減りますが待機児童が発生しませんか？
A 町全体で確保している定員数は、近年の出生数より大幅に多い数となっています。入園児の年齢にもよりますが、待機児童の発生は出ない定員数を設定しています。
Q 2 2 いつ開園するのですか？
A 現状では、令和8年度春の開園を目指しています。予定地の隣接に文化財の遺構があるため、文化財調査の期間によりずれ込む場合もあります。

Q 2 3 公私連携型保育所は認可保育所ですか？

A 通常の私立の認可保育所は、設立法人が直接都道府県に申請を行い、都道府県は市町村の協議をへて審査し、認可を決定しますが、公私連携型保育所は、市町村を経由し、都道府県に届け出ることで設置できます。申請、届出と方法は異なりますが、公私連携型保育所も認可保育所になります。

Q 2 4 民家に近いですが、苦情がでませんか

A 地域のみなさんは、子どもたちのにぎやかな声を歓迎する雰囲気です。隣接される家からも賛成をいただいています。